

令和 6 年 10 月

都留市消防団再編基本計画



都留市消防団

目 次

I 計画の策定にあたり

1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2

II 消防団の現状と課題

1. 消防団の現状	3
2. 消防団の課題	9

III 消防団組織再編

1. 消防団組織再編の基本方針	13
2. 消防団と地域防災力	13
3. 再編案	16
4. 再編に係る対策	18

I 計画の策定にあたり

1. 計画の趣旨

昭和から平成に移り、そして令和の時代に入った現在、社会経済環境は大きく変遷し、今日までに繰り返し発生した大地震等の自然災害や、大規模な事故、社会的事件等が契機となり、消防防災体制は、そのたびに少しづつ充実強化されてきました。同時に、消防全体に対する様々なニーズは、今もなお、大幅に増大しつつあります。

都留市消防団においても、消火活動だけではなく、救助活動、風水害への対応、捜索活動、訓練等、活動は広範囲にわたってきており、地域の安全・安心を守る中核的な担い手として、住民の生命、身体、財産を災害から守るという強い使命感のもと、自身の職業と両立させながら日夜献身的に活動しています。

特に、自然災害や捜索などの消防団活動では、多くの団員が必要な場合や地形に詳しいことなど、消防団だからこそ対応できる災害もあります。

令和元年、本市に多数の被害をもたらした一連の風水害では、発災直後から消防団員の迅速な行動や、地域に密着したきめ細やかな対応がとられ、消防団の必要性と重要性を再認識するものとなりました。

しかしながら、本市においても少子高齢化や過疎化、就業構造の変化などの社会環境の変化等による入団員数の減少や若年層の割合低下などの課題に直面しており、地域防災の中核をなす消防団を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

今後も起こりうる災害に対する備えや、減災への取組を実施していくには、地域防災力を強化することが重要となり、そのためには地域コミュニティの中核である消防団と地域が連携した防災体制に取り組んでいく必要があります。

そのためには、装備・訓練強化等はもちろん、限られた資源の中で消防車庫や車両の老朽化などの課題を解決し、消防力の充実強化を進める必要があります。

このように、地域防災の要とされている消防団を将来にわたり維持していくため、消防団の受け継がれてきた長い歴史と伝統を継承しつつ、団員が活動しやすい体制づくりを第一に考え、多様化する災害にも柔軟に対応し、かつ団員の負担軽減が図れるよう、都留市消防団の新たな組織体制を構築するため「都留市消防団組織再編基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」を背景に社会情勢の変化を踏まえ、将来にわたり地域防災力を維持していくため、本市が講ずべき施策等について定めるものです。

なお、本市の第6次都留市長期総合計画のV. 安全・安心、コミュニティ分野「紡ぎます！人と人のつながりのまち」の政策1 安全・安心のまちづくり「セーフコミュニティ」に「地域防災力・減災力の強化」及び「災害対策及び消防救急の充実」に向け、防災体制を強化充実するための個別計画とします。

また、「SDGS（持続可能な開発目標）（※1）」が平成27（2015）年に国連サミットで採択され、第6次都留市長期総合計画後期基本計画において、政策横断的な取組として推進されていることから、本計画においても関連する目標を掲げ取組を進めます。

（※1）本計画に関連するSDGS【11住み続けられるまちづくりを】

3. 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度として令和9年度を目標年次とします。

社会経済情勢の変化や今後の消防団を取り巻く環境の変化を踏まえ、時々の実情等をしっかりと勘案しながら、必要な見直しを行っていきます。

また、組織の再編を急速に進めてしまうと、消防団活動に大きな影響が生じかねないことや、再編に伴う消防団施設の整備等には相当の期間を要することが想定されるため、再編については十分に検討するとともに、団員や地域住民の意見を尊重しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、この計画の範囲は、都留市消防団の各部、機能別消防団員の再編を対象とし、再編実施については、令和9年度までに段階的に行うこととします。

II 消防団の現状と課題

1. 消防団の現状

(1) 消防団組織と配置

都留市消防団は、団本部と各地域を管轄する 6 分団、47 部により組織されています。

図 1 消防団組織図

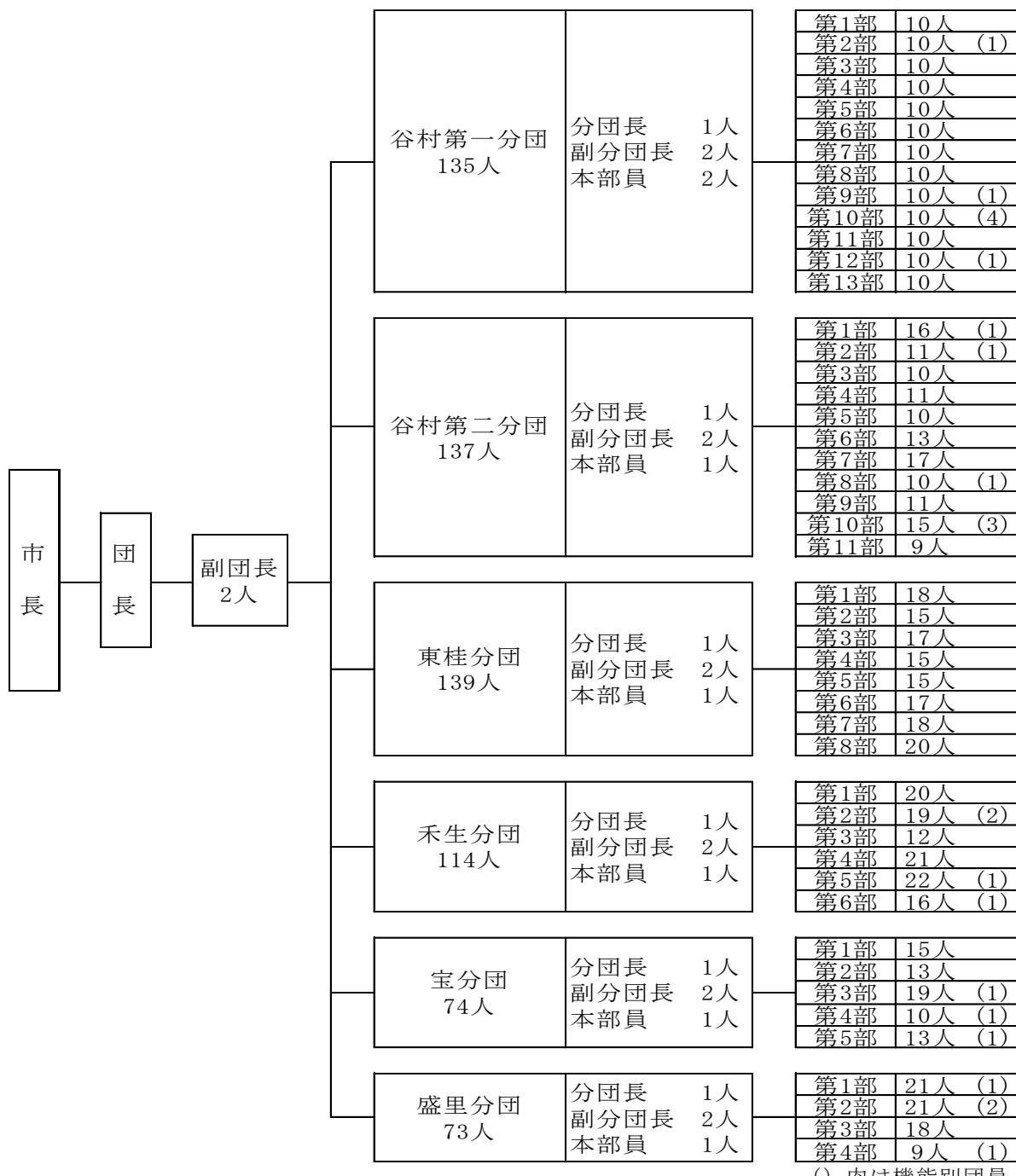


図2 管轄区域

名称	管轄区域（大字又は通称）
本部	都留市全域
谷村第一分団	旧谷村町（三吉、開地地区を除く。）川棚
第1部	田原 楽山
第2部	上町
第3部	早馬町 新町
第4部	上天神町 下天神町
第5部	仲町 下町
第6部	高尾町
第7部	横町 田町
第8部	弁天町 寿町
第9部	新井 姥沢 新明町 深田
第10部	鷹の巣
第11部	羽根子 長者町
第12部	栄町 幸町 城北町
第13部	川棚 旭ヶ丘
谷村第二分団	旧谷村町のうち三吉、開地
第1部	法能 住吉 日の出
第2部	宮原
第3部	引の田
第4部	玉川
第5部	下戸沢
第6部	上戸沢
第7部	熊井戸 緑町 下小野
第8部	中小野 西海戸
第9部	上小野 大津
第10部	細野
第11部	菅野

名称	管轄区域 （大字又は通称）
東桂分団	旧東桂村
第1部	十日市場
第2部	下夏狩
第3部	上夏狩
第4部	古渡
第5部	沖
第6部	宮下
第7部	境
第8部	桂町
禾生分団	旧禾生村
第1部	四日市場 月見ヶ丘 富士見台
第2部	古川渡
第3部	川茂
第4部	松葉 原 堀之内 古宿 中谷
第5部	田野倉
第6部	井倉 九鬼
宝分団	旧宝村（川棚を除く。）
第1部	上大幡
第2部	下大幡
第3部	中津森
第4部	金井
第5部	平栗 厚原 加畑
盛里分団	旧盛里村
第1部	与繩
第2部	馬場 久保 神門
第3部	曾雌
第4部	大平

図3 出場区域

出場区域	出場区分		
	第1出場	第2出場	第3出場
上谷	谷村第一分団	東桂分団の内的一部分	都留市消防団全分団
		谷村第二分団の内的一部分	
		※宝分団の内的一部分	
下谷	谷村第一分団	谷村第二分団の内的一部分	都留市消防団全分団
		禾生分団の内的一部分	
		宝分団の内的一部分	
開地	谷村第二分団	谷村第一分団の内的一部分	都留市消防団全分団
		※東桂分団の内的一部分	
三吉	谷村第二分団	谷村第一分団の内的一部分	都留市消防団全分団
		禾生分団の内的一部分	
		※盛里分団の内的一部分	
東桂	東桂分団	谷村第一分団の内的一部分	都留市消防団全分団
		※谷村第二分団の内的一部分	
		※宝分団の内的一部分	
禾生	禾生分団	谷村第一分団の内的一部分	都留市消防団全分団
		谷村第二分団の内的一部分	
		盛里分団の内的一部分	
宝	宝分団	谷村第一分団の内的一部分	都留市消防団全分団
		※東桂分団の内的一部分	
盛里	盛里分団	禾生分団の内的一部分	都留市消防団全分団
		※谷村第二分団の内的一部分	

※は林野火災時に適用する。

図4 配置図



小型動力ポンプ付積載車



小型動力ポンプ付積載車（軽）

図 5 詰所及び車両の現状

令和6年4月1日現在

	所 在 地 番	備 考	車両	年式
谷村第一分団				
第1部	田原一丁目477-1	田原団地3号棟横 平屋	積載車	H21
第2部	上谷四丁目5-1.-3.-4.-5	上町自治会館1階	積載車	H30
第3部	上谷一丁目288-1	不動尊前 2階建て	積載車	R2
第4部	上谷三丁目1,772	下天天神社公園横 平屋	積載車	H13
第5部	中央三丁目215-3	東電ホームサービス横 2階建て	積載車	H31
第6部	中央一丁目377-1	高尾神社公園内 平屋	積載車	H20
第7部	つる一丁目690-1	マート有泉横 2階建て	軽積載車	R3
第8部	つる一丁目123-2	角屋米店近隣 平屋	軽積載車	R4
第9部	下谷三丁目1,561-2	警察署入口(国道) 2階建て	軽積載車	R5
第10部	つる五丁目1,066-1	甲陽産業入口 平屋	積載車	H13
第11部	下谷2,840-1	長生寺入口前 2階建て	積載車	H13
第12部	つる三丁目423-6	都留市駅裏天理教前 2階建て	積載車	H20
第13部	川棚877-1	家屋:川棚組 平屋	積載車	H29
谷村第二分団				
第1部	法能180番地2	法能自治会館横 2階建て	積載車	H22
第2部	法能1,139番地1	宮原自治会館横 2階建て	軽積載車	R4
第3部	法能2,021番地4	引の田自治会館横 2階建て	軽積載車	H12
第4部	玉川256番地2	玉川会館横 2階建て	積載車	R6
第5部	戸沢72番地1	下戸沢自治会館横 平屋	積載車	H22
第6部	戸沢579番地	金山神社内・自治会館併設 2階建て	積載車	H20
第7部	大野52番地6	熊井戸橋横 平屋	積載車	H26
第8部	小野709番地1	中小野公民館横 平屋	軽積載車	R5
第9部	大野223番地2	大津公民館前(詰所は無い)	積載車	H13
第10部	大野1,899番地2	杉本商店前 2階建て	積載車	H16
第11部	大野3,202番地1	菅野公民館内	積載車	H31
東桂分団				
第1部	十日市場1,475番地1	十日市場自治会館横 2階建て	積載車	H24
第2部	夏狩1,721番地	下夏狩自治会館内 2階建て	積載車	H28
第3部	夏狩1,840番地2	上夏狩公民館前 2階建て	積載車	H25
第4部	鹿留2,199番地2	古渡自治会館内 2階建て	積載車	H28
第5部	鹿留1,463番地2	沖自治会館内 平屋	積載車	H29
第6部	鹿留642番地1	宮下公民館内 平屋	積載車	H25
第7部	境209番地11	境自治会館内 2階建て	積載車	H27
第8部	桂町796番地1	給食センター前 2階建て	積載車	H20
禾生分団				
第1部	四日市場1,082番地1.2.3	2階建て	軽積載車	R6
第2部	古川渡556番地5及び1	JAみふじ(禾生)横 平屋	積載車	H21
第3部	川茂29番地1	川茂自治会館横 2階建て	積載車	H27
第4部	小形山355番地2	松葉橋手前 平屋	積載車	H30
第5部	田野倉816番地1	杉田酒店横(国道)平屋	積載車	R2
第6部	井倉458番地1	生出神社入口 2階建て	積載車	H26
宝分団				
第1部	大幡2,859番地2	千代川橋手前 2階建て	積載車	R2
第2部	大幡1,554番地4.5	1554-4市川茂 -5八代直之 公民館前 平屋	積載車	H16
第3部	中津森385番地2	春日神社前(県道沿い)2階建て	積載車	H18
第4部	金井246番地	金井自治会館内 平屋	積載車	H19
第5部	平栗803番地1	浅間神社手前 2階建て	積載車	H24
盛里分団				
第1部	与縄106番地5	谷内建設事務所手前 平屋	積載車	H19
第2部	朝日馬場259番地2	盛里コミュニティー前 平屋	積載車	H16
第3部	朝日曾雌1,470番地1	伝昌寺入口 2階建て	積載車	H16
第4部	朝日曾雌2,162-2.2,163-3	薬師堂入口 2階建て	積載車	R3

2. 消防団の課題

(1) 社会環境の変化

平成元年には全国で約 100 万人いた消防団員も令和 5 年には約 76 万人まで減少しています。これについては、少子高齢化や被雇用者の増加といった状況が大きく影響しています。

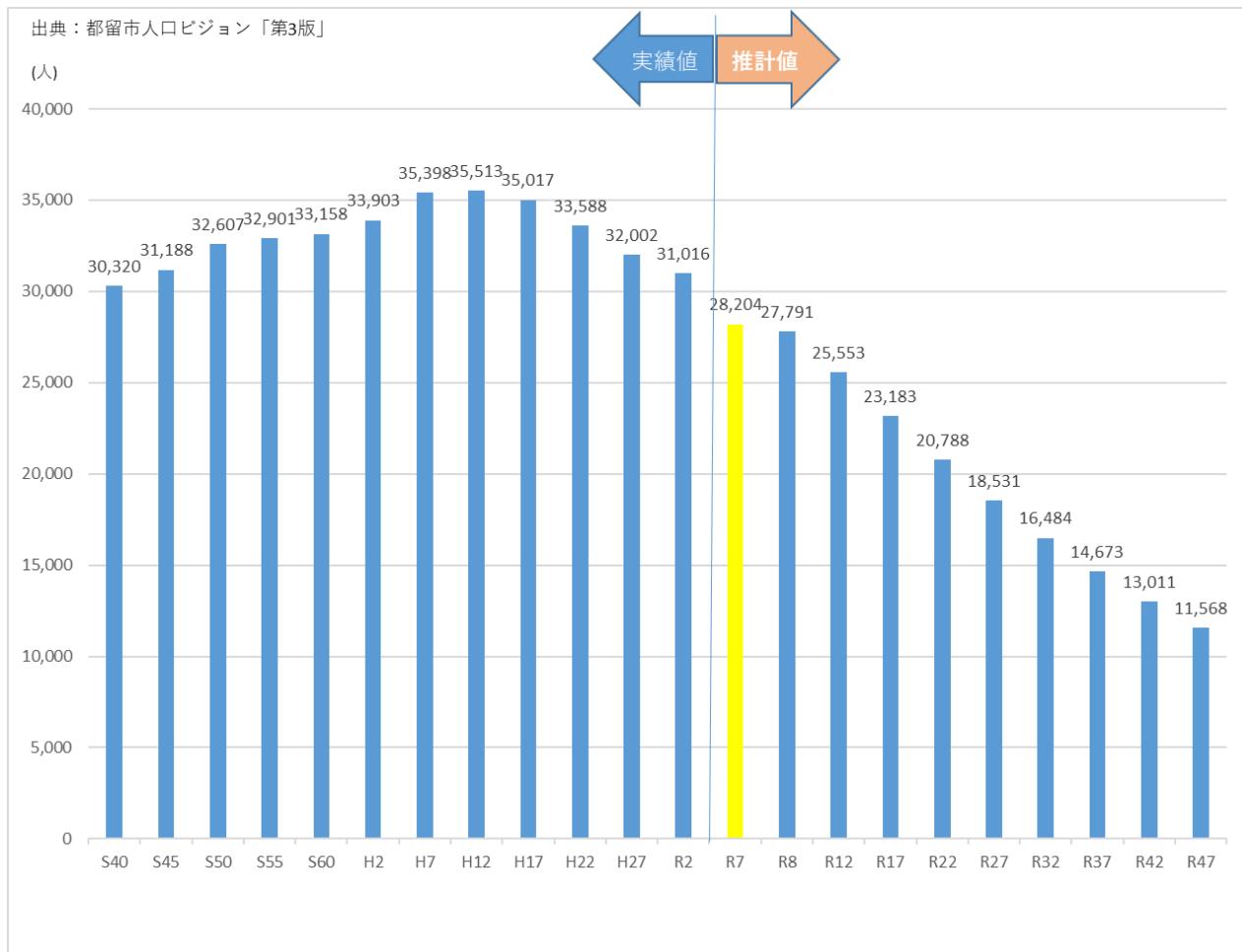
本市消防団については、昭和 49 年に現在の条例定数である 675 名に改正以降、ほぼ 100% の充足率を維持してきたところですが、過疎化する地域や少子高齢化により、新たに団員として参加する若年層が年々減少する一方、団員の年齢構成は 40 代、50 代以上の割合が増加するなど高齢化が進んでいます。

本市の人口については、平成 12 年国勢調査の 35,513 人をピークに平成 22 年は 33,588 人、令和 2 年には 31,016 人と年々減少しています。

都留市の資料に基づく人口推計によると、令和 7 年に 28,204 人、令和 12 年には 25,553 人に減少すると予想されています。

このようなことからも、消防団員の確保が困難となることが予測されます。

図 6 都留市の人口推移

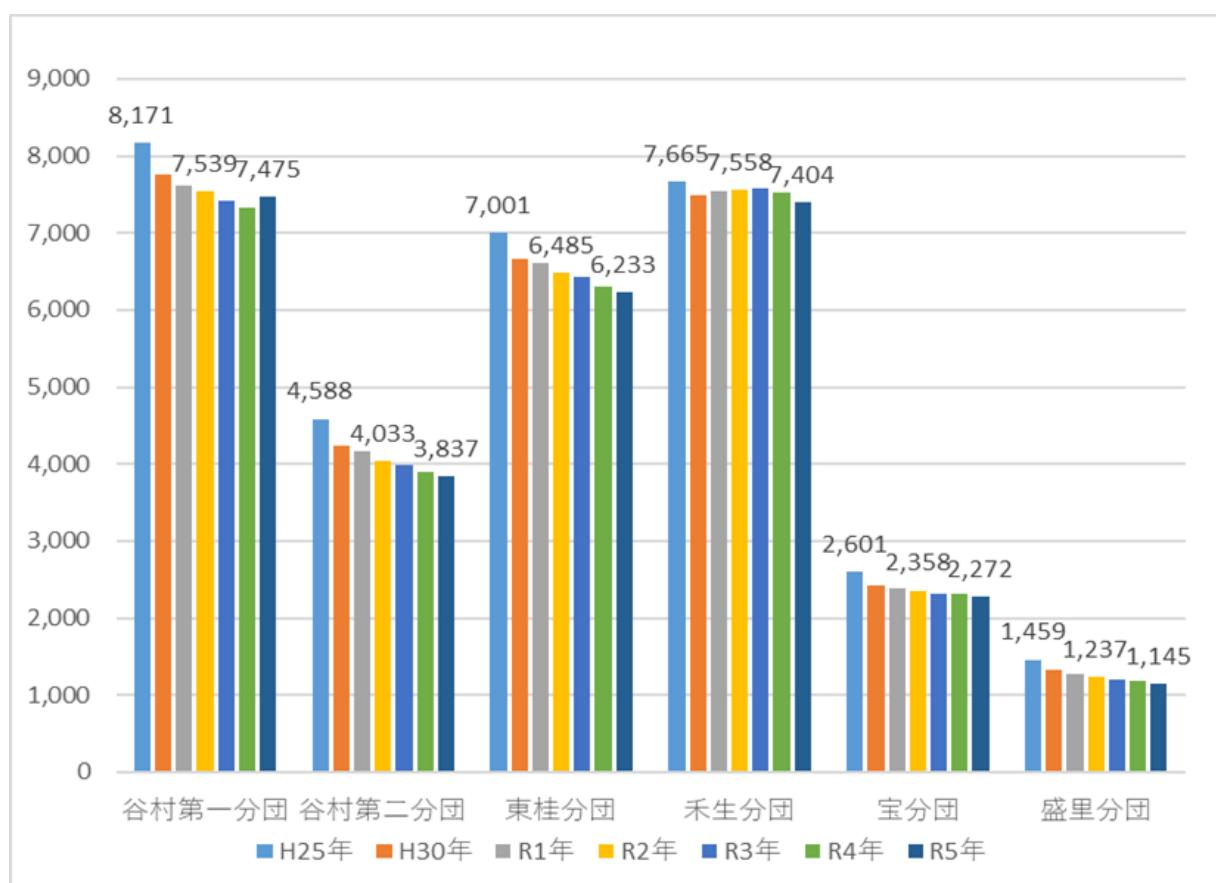


(2) 消防団新規入団者の確保

新たな団員の確保に向け、機能別団員制度の導入をはじめ「年額・出場報酬の改善」及び「消防団協力事業所制度」や「消防団サポート事業」を導入し消防団員が活動しやすい環境整備の強化に取り組んでいますが、少子高齢化の進展や若者の流出、地域活動に対する意識の希薄化等により、消防団員の確保は困難な状況にあり、地域防災力の低下が危惧されます。

また、新規入団が可能となる年齢を条例に基づき18歳として予測すると、入団対象となる者の年齢層の現状は、極めて厳しい状況となっており、今後更なる団員の高齢化と勤続年数の長期化が懸念されます。

図7 分団別人口の推移（各年度末時点）



	谷村第一分団			谷村第二分団			東桂分団			禾生分団			宝分団			盛里分団			合計						
	年	男	女	計	年	男	女	計	年	男	女	計	年	男	女	計	年	男	女	計					
H25	3,904	4,267	8,171		2,250	2,338	4,588		3,446	3,555	7,001		3,797	3,868	7,665		1,310	1,291	2,601		722	737	14,459	15,429	31,485
H30	3,667	4,092	7,759		2,102	2,134	4,236		3,244	3,416	6,660		3,736	3,759	7,495		1,232	1,193	2,425		642	681	1,323	14,623	29,898
R1	3,613	4,011	7,624		2,061	2,104	4,165		3,229	3,380	6,609		3,762	3,779	7,541		1,221	1,168	2,389		619	651	1,270	14,505	29,598
R2	3,549	3,990	7,539		1,995	2,038	4,033		3,180	3,305	6,485		3,802	3,756	7,558		1,212	1,146	2,358		604	633	1,237	14,342	29,210
R3	3,454	3,962	7,416		1,980	2,014	3,994		3,150	3,277	6,427		3,823	3,759	7,582		1,187	1,128	2,315		599	605	1,204	14,193	28,938
R4	3,397	3,929	7,326		1,934	1,961	3,895		3,088	3,213	6,301		3,785	3,739	7,524		1,173	1,137	2,310		585	593	1,178	13,962	28,534
R5	3,450	4,025	7,475		1,902	1,935	3,837		3,052	3,181	6,233		3,721	3,683	7,404		1,147	1,125	2,272		564	581	1,145	13,836	28,366

図8 今後5年間の入団対象者年齢層（令和5年4月1日時点）

年	谷村第一分団			谷村第二分団			東桂分団			禾生分団			宝分団			盛里分団		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H25	179	153	332	121	150	271	194	171	365	225	233	458	87	52	139	41	44	85
R5	120	125	245	81	107	188	157	146	303	154	155	309	51	49	100	26	25	51
差	△59	△28	△87	△40	△43	△83	△37	△25	△62	△71	△78	△149	△36	△3	△39	△15	△19	△34

※「入団対象者年齢層」は13~17歳の人口

図9 平均年齢及び平均勤続年数（令和5年4月1日時点）

谷村第一分団		H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平均年齢		35.0歳	35.6歳	35.9歳	36.3歳	36.7歳	38.3歳	38.7歳
平均勤続年数		7.1年	7.3年	7.6年	8.1年	8.4年	9.7年	9.9年
谷村第二分団		H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平均年齢		33.5歳	36.3歳	37.0歳	37.3歳	37.9歳	38.8歳	40.1歳
平均勤続年数		7.8年	9.6年	10.3年	10.7年	10.8年	11.8年	12.8年
東桂分団		H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平均年齢		34.1歳	35.4歳	35.9歳	35.4歳	35.7歳	36.2歳	36.9歳
平均勤続年数		8.1年	9.0年	9.3年	9.4年	9.2年	9.8年	10.8年
禾生分団		H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平均年齢		35.4歳	36.7歳	37.1歳	37.9歳	38.1歳	39.3歳	40.0歳
平均勤続年数		9.4年	9.6年	9.7年	10.4年	11.0年	11.9年	11.9年
宝分団		H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平均年齢		35.2歳	35.2歳	35.5歳	35.8歳	36.7歳	38.3歳	38.8歳
平均勤続年数		6.8年	7.2年	7.3年	7.5年	7.5年	8.7年	9.2年
盛里分団		H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
平均年齢		39.2歳	40.6歳	40.4歳	41.4歳	42.0歳	43.0歳	45.0歳
平均勤続年数		10.6年	11.0年	11.0年	11.8年	12.2年	13.2年	14.8年

図10 雇用形態

谷村第一分団

	H25年	H30年	H31(R1)年	R2年	R3年	R4年	R5年
被雇用者	100 名	97 名	98 名	99 名	101 名	102 名	104 名
被雇用者 以外	35 名	38 名	37 名	36 名	34 名	33 名	31 名

谷村第二分団

	H25年	H30年	H31(R1)年	R2年	R3年	R4年	R5年
被雇用者	113 名	111 名	112 名	112 名	111 名	111 名	109 名
被雇用者 以外	24 名	26 名	25 名	25 名	26 名	26 名	28 名

東桂分団

	H25年	H30年	H31(R1)年	R2年	R3年	R4年	R5年
被雇用者	122 名	121 名	116 名	114 名	114 名	114 名	112 名
被雇用者 以外	17 名	18 名	23 名	25 名	25 名	25 名	27 名

禾生分団

	H25年	H30年	H31(R1)年	R2年	R3年	R4年	R5年
被雇用者	91 名	93 名	95 名	95 名	96 名	95 名	95 名
被雇用者 以外	23 名	21 名	18 名	18 名	17 名	19 名	19 名

宝分団

	H25年	H30年	H31(R1)年	R2年	R3年	R4年	R5年
被雇用者	57 名	54 名	59 名	61 名	61 名	60 名	61 名
被雇用者 以外	17 名	20 名	15 名	13 名	13 名	14 名	13 名

盛里分団

	H25年	H30年	H31(R1)年	R2年	R3年	R4年	R5年
被雇用者	63 名	64 名	63 名	63 名	63 名	63 名	61 名
被雇用者 以外	10 名	9 名	10 名	10 名	10 名	10 名	12 名

【都留市消防団】

	H25年	H30年	H31(R1)年	R2年	R3年	R4年	R5年
被雇用者	547 名	540 名	544 名	545 名	546 名	545 名	542 名
被雇用者 以外	128 名	135 名	130 名	129 名	128 名	130 名	133 名

III 消防団組織再編

1. 消防団組織再編の基本方針

人口減少社会を見据えた中においても、地域防災力の要である消防団を将来にわたり維持していくため、次の方針により再編を進めていくものとします。

- (1) 地域の実情に応じた持続可能かつ効率的な組織体制を構築するとともに、地域コミュニティ活動や地域防災力の低下を招かないように配慮します。
- (2) 再編に当たり、消防団活動に支障が出ないように、管轄区域で活動可能な団員を各部において一定数確保できるようにします。
- (3) 大規模化する自然災害への対応にあたり、組織体制を強化することにより、効果的な運用を図ります。
- (4) 再編による詰所及び車両の配置については、合理的かつ効果的な視点により見直しますが、地域の実情を踏まえる中で、施設・設備の耐用年数等に応じて柔軟に対応していきます。

2. 消防団と地域防災力

東日本大震災をはじめ、地震や局地的な豪雨等による災害が発生し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展や被雇用者の増加等、社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資することを目的に「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」は制定されました。

本市消防団においても、このような現状を総合的に勘案し、団員の負担軽減と併せて、地域密着性、即時対応力、要員動員力を活かすことができる組織の適正規模・適正配置が必要となっています。

(1) 消防団の適正規模と団員定数の見直し

消防団は、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、一市町村に一団置くものとされています。

消防団の総数については、地域における実情があり、可住地面積を基に算定することが困難なことから、任務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じた必要数とされています。

また、消防団員の定数は、住居地、商業地、工業地のほか、河川や山林等の市域に配慮するとともに、多様な条件において住民の安全・安心を守るために必要な人員と定められています。そのため、人口推計や社会情勢の変化などを踏まえ、分団の条例定数管理を弾力的に行うなど、消防団員を確保するために適正な人員配置と効果的な運用を実施していきます。

① 【団員の適正規模の考え方】

- ・分団の規模：人口推移と地理的特性及び地域性等を配慮した規模であること

② 【業務内容】

- ・火災の消火に関する業務
- ・火災の予防・警戒に関する業務
- ・地震、風水害等の災害の予防、警戒及び住民の避難誘導に関する業務
- ・消防本部で指定する各種訓練・各種教育及び火災予防の啓発に関する業務
- ・その他、特に必要とされる業務

消防団の適正規模については、今後の人口推計、各部の地形などを踏まえ、近隣の部同士を統合します。また、実質的に団員数を削減することになるが、機能別団員を増員し、地域防災力を維持するなど、総合的な判断の下、再編を行うことが適正であると考えます。また、適正配置については、住宅密集地等の人口、過去に発生した火災や風水害等の発生状況を考慮し、地域特性を加味した中で自治会、自主防災会などの共通理解のもと、計画的、かつ適正な配置とすることが望ましいと考えます。

このようなことから、人口推計や業務内容及び適正配置の考え方を総合的に勘案し、適正配置していきます。

（2）消防団施設・車両の配置

各分団には、消防活動に必要な消防車両と資機材、それを保管する消防車庫・詰所を配備しています。これらの消防車庫や車両の経過年数の長期化が顕著となっており、団員減少が深刻化した場合は、それらの維持管理にかかる団員の負担や修繕等に要する費用も増えていることから、消防団組織の再編に合わせ、集約等も視野に入れながら計画的な整備並びに適正な配置について検討します。

① 消防団車両

各分団に配備している車両は小型動力ポンプ付積載車 47 台となっております。（令和 6 年 4 月 1 日現在）

消防団車両については、経年劣化した車両を更新し有事に備えるため、「消防団車両配備計画」に基づき計画的に更新を進めています。

なお、消防団組織の再編による部の統合に際しては、使用年数の長期化による故障の増加などを考慮し、年式の新しい車両を優先的に使用することとします。使用頻度の低下した車両については、原則廃車していくこととしますが、地域に運用できる団員がいる場合は当面の間、運用していくものとします。

② 消防団車庫・詰所

消防団車庫・詰所については、地域の消防機能を低下させないように継続使用していくますが、消防団組織の再編により使用頻度の低下した消防団車庫・詰所については、原則廃止していくものとします。

3. 再編案

より効率的な指揮命令による迅速な情報伝達や、円滑で効率的な活動体制を構築するため、現行の6分団47部体制から、6分団38～47部程度の体制に見直します。また、広報団員（機能別団員）を組織し、啓発・広報活動を通じて、地域の防災意識の向上を目指します。

消防団員数（総数）は、総務省消防庁の「消防力の整備指針」に基準が定められていますが、従前（平成26年度まで）の算出方法により消防団員を算出した場合、実態にそぐわない数が算出されている可能性があったことから、適正な団員数を求めることが難しいとして、従前の規定は削除され、「当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数」という表現に改められました。

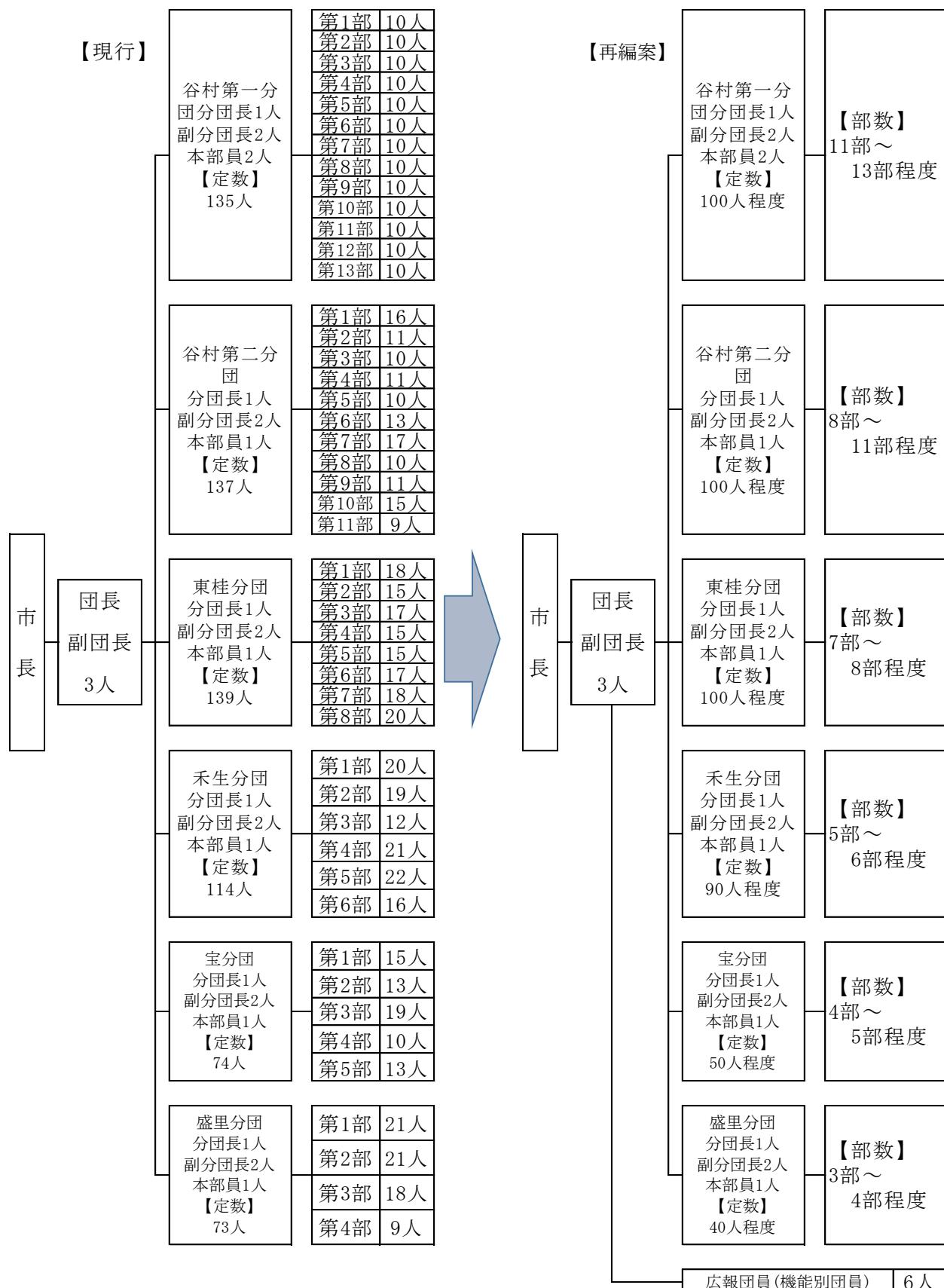
また、手引き動力ポンプ等の運用に必要な人員は4人とされていることから、各部の定数は運用人員の2倍以上を確保するものとします。

都留市の実情に合わせ、自治会などの地域コミュニティとも綿密な調整を図る中で、活動実態や将来の人口推計を見据え、部の統合等を踏まえた本市の適正団員数として現在の条例定数675人から500人程度へ見直しすることとします。

消防団組織の再編に伴い、部を統合する場合は、その地域の消防防災力を維持するため、必要に応じて出場体制の見直しによる増援体制の強化、機能別消防団員の拡充等を行います。

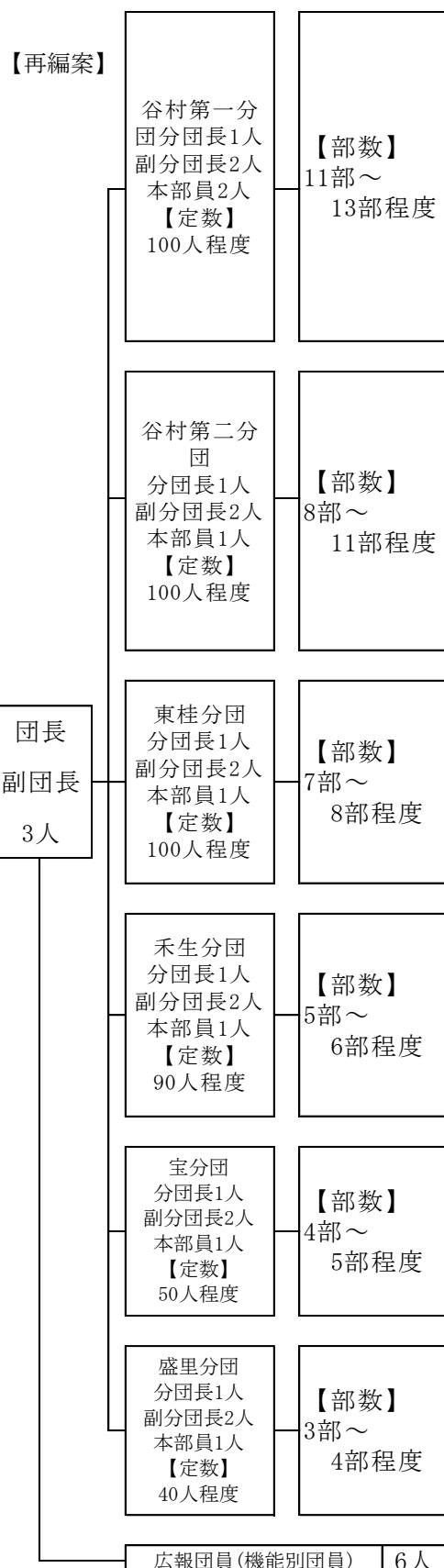
また、市内の事業所及び地域との連携・協力体制の向上や消防団員の待遇改善等による消防団全体の活性化を図るとともに、団員教育の指導者育成と教育訓練の充実強化による団員個人の災害対応能力を強化することで、地域防災力を維持していきます。

図11 消防団組織図



現行の団員数 675人（定数）

再編後の団員数 500人程度



広報団員(機能別団員) 6人

4. 再編に係る対策

(1) 出場体制の見直し

火災が発生した際には、消防団は予め定められた地域に出場しますが、組織再編に伴い管轄区域が拡大する部があることから、被害拡大が予想される場合の増援（第2・第3出場）体制を見直すとともに、風水害や地震など大規模な自然災害等においても、近接する分団と協力連携できる体制を確立します。

(2) 機能別団員の強化

大規模な災害発生時に、新たに発生する活動や人手不足に対応するため、学生消防団活動認証制度を活用し、学生を対象とした機能別団員の導入を検討するなど、機能別消防団員の拡充に努め、地域防災力の維持を図ります。

(3) 消防団活動に対する応援・協力体制

被雇用者が全体の8割を占めることから、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっているため、「消防団協力事業所制度」の更なる普及を図っていきます。

また、福利厚生の一環として「消防団員サポート」事業による、消防団を応援する体制の拡充を図り、団員の加入促進と地域の活性化に繋げ、消防団活動に対する地域の協力連携体制の向上を目指します。

(4) 消防団員の負担軽減

災害活動を除いた訓練や各種行事等については、基本的に土日もしくは夜間に実施しており、その活動の多さは消防団入団の大きな障害となっていることから、従来の活動に固執することなく、必要に応じて平時の消防団活動を見直し、行事内容や実施環境の改善による団員の負担軽減に努めていきます。

(5) 消防団員の待遇改善

消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に基づき、消防団員の待遇改善を図るため、報酬等の見直しについて検討していきます。

(6) 部機能の強化

消防団活動の基本となる部については、部活動における教育訓練の指導者を育成するとともに、団員の消防に係る知識及び技能の習得を目的とした教育訓練を強化し、各部の機能強化を図ります。